

議第133号

呉市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市斎場条例の一部を改正する条例

呉市斎場条例（昭和26年呉市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 斎場を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市斎場</td> <td>呉市焼山町字鍋土107 23番地の24</td> </tr> <tr> <td>呉市下蒲 刈火葬場</td> <td>呉市下蒲刈町下島108 17番地の11</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>呉市極楽 苑</td> <td>呉市豊浜町大字豊島字外 の浦12004番地の4</td> </tr> <tr> <td>呉市斎島 火葬場</td> <td>呉市豊浜町大字斎島字小 浦1485番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(使用の順位)</u></p> <p>第6条 斎場の使用の順は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>呉市斎場及び呉市東部火葬場</u> 予約順</p> <p>(2) <u>呉市下蒲刈火葬場及び呉市斎島火葬場</u> 申請順</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる斎場以外の斎場</u> ひとつぎの到着順 (遺骨の引取り)</p> <p>第7条 使用者は、市長の指定する時刻までに遺骨を引き取らなければならない。<u>ただし、呉市下蒲刈火葬場及び呉市斎島火葬場を使用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略 (委任)</p> <p>第8条 略</p>	名称	位置	呉市斎場	呉市焼山町字鍋土107 23番地の24	呉市下蒲 刈火葬場	呉市下蒲刈町下島108 17番地の11	略		呉市極楽 苑	呉市豊浜町大字豊島字外 の浦12004番地の4	呉市斎島 火葬場	呉市豊浜町大字斎島字小 浦1485番地	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 斎場を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市斎場</td> <td>呉市焼山町字鍋土107 23番地の24</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>呉市極楽 苑</td> <td>呉市豊浜町大字豊島字外 の浦12004番地の4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遺骨の引取り)</p> <p>第6条 使用者は、市長の指定する時刻までに遺骨を引き取らなければならない。</p> <p>2 略 (委任)</p> <p>第7条 略</p>	名称	位置	呉市斎場	呉市焼山町字鍋土107 23番地の24	略		呉市極楽 苑	呉市豊浜町大字豊島字外 の浦12004番地の4	略	
名称	位置																								
呉市斎場	呉市焼山町字鍋土107 23番地の24																								
呉市下蒲 刈火葬場	呉市下蒲刈町下島108 17番地の11																								
略																									
呉市極楽 苑	呉市豊浜町大字豊島字外 の浦12004番地の4																								
呉市斎島 火葬場	呉市豊浜町大字斎島字小 浦1485番地																								
略																									
名称	位置																								
呉市斎場	呉市焼山町字鍋土107 23番地の24																								
略																									
呉市極楽 苑	呉市豊浜町大字豊島字外 の浦12004番地の4																								
略																									

別表（第3条関係）

名称	区分	使用料	
		市内等 居住者	市外居 住者
略			
呉市下蒲 刈火葬 場、呉市 極楽苑及 び呉市豊 火葬場	略		

備考 略

別表（第3条関係）

名称	区分	使用料	
		市内等 居住者	市外居 住者
略			
呉市極楽 苑及び呉 市豊火葬 場	略		

備考 略

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

呉市下蒲刈火葬場及び呉市斎島火葬場を廃止する等の規定の整備をするため、この条例案を提出する。